

特定個人情報保護委員会



《特定個人情報保護委員会》

表 5-1 特定個人情報保護委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	特定個人情報保護委員会政策評価基本計画（平成26年3月18日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成26年1月1日から30年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき、事前評価の実施が求められる政策については、当委員会において該当する政策を実施する場合に、適切に行うこととする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画の期間において事後評価の対象とする政策は、当委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。事後評価の単位は、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うこととする。 ○ 実績評価方式を基本としつつ、政策の特性に応じ、適切な方式を用いることとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、当委員会における政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。））における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策に適切に反映することとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課とする。
実施計画の名称	平成26年度特定個人情報保護委員会政策評価実施計画（平成26年3月28日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：3政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

（注）平成26年度に実施している政策については、平成27年度以降の適切な時期に評価を実施する予定。

表 5-2 特定個人情報保護委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—

表 5-3 特定個人情報保護委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

該当する政策なし

## 政策体系（特定個人情報保護委員会）

※ この政策体系は、平成26年度実施計画に定めるもの



